

『患者様・ご家族様へ』

をテーマにソーシャルワーカーから

精神障害者保健福祉手帳

『精神障害者保健福祉手帳』を少しでも理解していただくための
パンフレット



医療法人千水会

赤穂仁泉病院

精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害のため、長期にわたり、日常生活や、社会生活に制約がある方に交付される手帳です。

いつ申請できるの？

初めて手帳を申請される場合は初診日（現在の精神疾患により初めて医療機関を受診した日）から、6ヶ月以上経過していることが必要です。



有効期間は？

手帳の有効期限は2年間となります。

※更新は有効期限の3ヶ月前から手続き可能です。

※市長村から通知はありませんのでご注意ください。

申請に必要なものは？

- 印鑑（申請書の記入時に必要です）
 - 写真（縦4cm×横3cm）
 - 医師の診断書もしくは障害年金証書等の写し
 - （障害年金証書等の写しで申請する場合は）直近に発行された場合は年金振込通知書または支払通知書の写し
- ※作成にかかる料金（当院の場合）診断書5,500円

等級とは？

この手帳には、精神障害の程度により、1級・2級・3級の3つの等級があります。

- 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度
- 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度
- 3級 日常生活又は社会生活が制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度

受けられるサービスは？

□税制上の優遇措置

- ・所得税、住民税、相続税の障害者控除
- ・贈与税の非課税（1級の人のみ）
- ・利子等の非課税
- ・自動車税・軽自動車税・自動車取得税の非課税（1級の人のみ）

□県・市営住宅優先入居

- ・手帳をもつ人と同居している家族について、優先入居制度が設けられています。

□生活保護の障害者加算

- ・生活保護受給者の方については障害者加算の認定を受けられる場合があります。

□施設利用料の減免

□携帯電話の割引サービス

- NTT ドコモ 「ハーティィー割引」
- au 「スマイルハート割引」
- ソフトバンク 「ハートフレンド割引」

□障害者雇用

- ・ハローワークで障害者枠の仕事を紹介してもらえます。

※この他にもお住まいの市町村によって福祉年金が支給されたり、市バス等の交通費の減免やタクシー券の発行を受けることができます。

